**平成２２年（フ）第１９９４６号**
埼玉県川越市松江町１丁目８番地１
破産者　株式会社齊藤松扇堂
1　決定年月日　平成23年６月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２２年（フ）第２０１６７号**
東京都港区赤坂６丁目８番２―705号
破産者　株式会社シプロス
1　決定年月日　平成23年６月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２２年（フ）第２１６１４号**
東京都江戸川区西小岩２丁目11番４号
破産者　株式会社クレストハウス
1　決定年月日　平成23年６月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２２年（フ）第２１６１５号**
東京都江戸川区北葛西２丁目２―17―101
破産者　石川　良一
1　決定年月日　平成23年６月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２２年（フ）第２１８０５号**
東京都江東区大島８丁目28番24―1404号
破産者　株式会社大智
1　決定年月日　平成23年６月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２２年（フ）第２２０１２号**
東京都小平市花小金井南町３―34―35―２―102、住民票上の住所東京都多摩市一ノ宮１丁目33―７―104
破産者　山本　恭子
1　決定年月日　平成23年６月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２３年（フ）第３６５号**
東京都江戸川区東葛西１丁目42―10　第11パナハイツ吉野202、開始決定時の住所東京都江戸川区西葛西６丁目18―19―601
破産者　高室　　一
1　決定年月日　平成23年６月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２３年（フ）第３６６号**
東京都江戸川区東葛西１丁目42―10　第11パナハイツ吉野202、開始決定時の住所東京都江戸川区西葛西６丁目18―19―601
破産者　高室富美子
1　決定年月日　平成23年６月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２３年（フ）第４８８号**
東京都目黒区中目黒１丁目１―26―723、住民票上の住所東京都練馬区関町北２丁目１―６―201
破産者　濱畑　　光
1　決定年月日　平成23年６月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２３年（フ）第１２１６号**
東京都板橋区赤塚４丁目38番５―506号
破産者　株式会社ワコーエンタープライズ
1　決定年月日　平成23年６月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２３年（フ）第１８９８号**
東京都葛飾区東四つ木１丁目23―７
破産者　中山　　豊
1　決定年月日　平成23年６月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２３年（フ）第２６６４号**
東京都世田谷区下馬２丁目28―37―403
破産者　岩崎　　昇
1　決定年月日　平成23年６月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２３年（フ）第２７９６号**
神奈川県相模原市緑区橋本８丁目27―20
破産者　森　　武之
1　決定年月日　平成23年６月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２３年（フ）第３３９９号**
東京都渋谷区上原３丁目21番16号
破産者　有限会社痩健美
1　決定年月日　平成23年６月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２３年（フ）第３４３８号**
神奈川県茅ヶ崎市萩園741番地
破産者　有限会社工藤工務店
1　決定年月日　平成23年６月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２３年（フ）第３４３９号**
神奈川県厚木市温水2219―22、住民票上の住所神奈川県茅ヶ崎市萩園741
破産者　工藤　幸子
1　決定年月日　平成23年６月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２３年（フ）第３４４０号**
神奈川県厚木市温水2219―22、住民票上の住所神奈川県茅ヶ崎市萩園741
破産者　工藤　　啓
1　決定年月日　平成23年６月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２３年（フ）第３４４１号**
神奈川県厚木市上古沢83―２
破産者　工藤三和子
1　決定年月日　平成23年６月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２３年（フ）第３５８０号**
東京都国分寺市西町２丁目５―10―Ａ２
破産者　曽根　繁弘
1　決定年月日　平成23年６月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２３年（フ）第３５８４号**
神奈川県藤沢市西俣野1967
破産者　石川　幸子
1　決定年月日　平成23年６月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２３年（フ）第３５９２号**
神奈川県横浜市港北区箕輪町２丁目５番５号
破産者　綱島製パン株式会社
1　決定年月日　平成23年６月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２３年（フ）第３５９３号**
神奈川県横浜市青葉区藤が丘１丁目３―２
破産者　河合　和夫
1　決定年月日　平成23年６月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部